

2013年(平成25年)5月9日

法曹養成制度検討会議の中間的取りまとめについて - パブリックコメント -

兵庫県神戸市中央区橋通1-4-3

兵庫県弁護士会

会長 鈴木 尉 久

第1 「法曹有資格者の活動領域の在り方」について

政府の法曹養成制度検討会議が今般公表した「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」(以下、「中間的取りまとめ」という。)が「法曹有資格者の新たな分野への活動も広がりつつあるものの、いまだ限定的」と法曹有資格者の新たな分野への活動分野の広がりが限定的であることを認めたことは評価できる。

21世紀に起こる日本の社会の進歩及び成熟の過程で法曹需要はその時々社会情勢において必然的に増減するのであり、少なくとも法曹需要が増大し続ける傾向にあるとの予測は現時点では成り立ち得ない。

この点、中間的取りまとめが法曹有資格者の社会的ニーズに対する当初の予測を見誤ったことに対する原因究明や検証及び法曹有資格者の活動領域拡大についての現実的な道筋を提示していない点は不十分と言わざるを得ない。

中間的取りまとめが当初の予測を見誤ったことに対する原因究明や検証等を行うことなく、関係機関等に法曹有資格者の活動領域拡大に向けての積極的検討等を要請しているのは現実的でない。

第2 「今後の法曹人口の在り方」について

1 当会は、2010年(平成22年)3月23日、総会において「政

府に対し、司法試験合格者を年間3000人程度にするとの政策について直ちに見直し、司法試験合格者を段階的に年間1000人程度とするよう求める。」との「適正な法曹人口に関する決議」を採択している。

その意味で、中間的取りまとめが「司法試験の年間合格者数を3000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くものと言わざるを得ない。」として、事実上撤回していることは高く評価できる。

21世紀に起こる日本の社会の進歩及び成熟の過程で法曹需要はその時々社会情勢において必然的に増減すると考えられる。したがって、法曹需要についての実証的データを検証したうえで法曹有資格者の供給数は決められるべきであり、観念的な数値目標が定められるべきものではない。また、現時点では、法曹有資格者の供給が、その需要を上回っていることは明らかであり、需給の均衡を図る必要があるものであって、司法試験合格者は段階的に年間1000人程度とするべきものである。

なお、中間的取りまとめが「将来、司法試験の年間合格者数を3000人程度とすべきことについて再び現実性が出てくることあり得る」かの如く記載している部分には賛同し得ない。前記のとおり、法曹需要はその時々社会情勢において必然的に増減すると考えられる。したがって、法曹需要についての実証的データを検証したうえで法曹有資格者の供給数は決められるべきであり、「中間的取りまとめ」が有している現状認識を前提とすれば、将来の観念的な数値目標が定められるべき状況ではない。

2 現状では、法曹有資格者の職域拡大は限定的なものにとどまり、裁判官及び検察官の数はほとんど増えず、既存の法律事務所で採用することのできる新人弁護士に限りがあるため、法曹有資格者の就職難が生じている。中間的取りまとめが指摘するとおり「司法修習終了者の終了直後の弁護士未登録者数が増加しており、法律事務所

への就職が困難」な状態となっており、修習終了後に法律事務所に勤務することなく、弁護士登録と同時に即時独立して開業する弁護士、及び、事務所に机を置かせてもらうが固定給のない弁護士の数は年々急増している。新人弁護士の就職難により、オン・ザ・ジョブ・トレーニングの不足から実務経験・能力が不足した弁護士が社会に対する供給されかねない。法の支配のもとで市民が安心して生活を営むことができる社会を維持ないし発展させるためには、弁護士になろうとする者、新たに弁護士となった者が基礎的な能力を十分に養成できる状況を取り戻すことが急務であって、今後の法曹人口の在り方については、こうした観点からの検討も重要である。

- 3 中間的取りまとめは、裁判官や検察官の採用が減少傾向に転じていること、司法予算の減少の問題といった裁判所改革等の視点が欠落している。

裁判官及び検察官の人員の伸びが弁護士人口の伸びに比較し極端に少なく、裁判所・検察庁といった司法の基盤整備がなおざりにされたまま放置されていることは、憂慮される事態である。今後の法曹人口増への取組みについて、在野法曹である弁護士の活動領域しか論じていないのは問題である。

法曹人口問題対策には、全国各地における裁判所及び検察庁の人的充実が司法過疎対策の観点からも重要であり、欠かせない政策である。

第3 法曹養成制度の在り方について

1 法曹養成制度の理念と現状について

(1) 「プロセスとしての法曹養成」について

中間的取りまとめは、法科大学院を法曹専門教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度における中核的教育機関と位置づけ、法科大学院終了を司法試験の受験資格とする制度を維持するべきであるとし、法科大学院の定

員削減や統廃合などの組織見直しが必要であるとしている。

こうした位置づけをふまえるならば、法科大学院の改革は急務である。

(2) 「法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保」について

中間的取りまとめは、「法曹志願者の減少は、」「全体としての司法試験合格率が高くなっておらず、また、司法修習終了後の就職状況が厳しい一方で、法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから、法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることが原因である」として司法試験合格率が低いことを志願者減少の要因の主な原因の一つに上げている。

しかしながら、司法試験合格率が低いことが法曹志願者減少の主な理由とは思われない。

中間的取りまとめは、旧司法試験において合格率2%の時代であっても司法試験受験者数は増え続け5万人以上にまで増加した歴史的事実を無視している。この点、和田委員が2013年(平成25年)4月9日付意見書において「司法試験の時代においては、合格率が2%でも志願者が大多数に上っていたこと、合格者を増やすことにより、就職難をより激化させて弁護士の職業としての魅力をさらに失わせるのであれば、たとえ合格率が高くても多大な時間と費用とをかけて弁護士になろうとする人が増えるとは思えないことなどから、そのような見解に賛成することはできない。有為な人材が集まりにくくなりつつある現状に、相当の危機感を持つべきである。」と的確な指摘をしている。

法曹志願者減少の主な理由は、法曹自体の魅力が失われていることにあると言っても過言ではない。

(3) 「法曹養成課程における経済的支援」について

中間的取りまとめが「司法修習に伴い個々の司法修習生の間に生ずる不均衡への配慮や、司法修習生の修習専念義務の在り方も

含め、必要となる措置を本検討会議において更に検討する」として、司法修習生の貸与制を前提に個別の経済的支援の言及に止まっている点は賛同できない。司法修習生の給費制は復活されるべきで、貸与制移行後の司法修習生の償還は全額免除されるべきである。

また、司法修習生の修習専念義務は法曹養成課程において必要不可欠で、修習専念義務を廃止の方向での見直しが行われるべきではない。

中間的取りまとめにおいても「司法修習が、法曹養成において実務教育の主要部分を担う不可欠の課程として置かれており」「司法修習生の修習期間中の生活の基盤を確保」する必要があることを認めている。

司法修習生の貸与制について、現在のような深刻な就職難、新人弁護士の急激な条件悪化等の状況からして、新人弁護士にとって無利子であっても300万円もの貸与は非常な重圧となる。実際、貸与制に移行した平成24年度は修習辞退者が62人に急増した。司法修習生の貸与制は、法曹志願者にとっては参入障壁以外の何ものでもない。

法曹は、人権擁護のための三権分立の一翼を担う司法制度の根幹を形成する。

制度を生かすのは、すなわち人である。法曹の養成は、我が国の司法制度の人的インフラ整備であり、市民の人権保障擁護の観点からして、充実した司法修習により適正な法曹を育成することは国の責務である。

司法修習生の給費制は法曹養成にとって不可欠な要素であり、司法修習生に修習専念義務を課さなければ貸与制に移行してもよいという問題ではない。

2 法科大学院について

中間的取りまとめは、「司法試験合格率が低迷し、法科大学院を修

了しても、司法試験に合格して法曹となることができる見通しが低いことが、法科大学院の志願者が減少している一つの要因となっている」として「法科大学院全体として修了者のうち相当程度の者が司法試験に合格できる状態を目指すことが重要」とする。

しかしながら、司法試験合格率が低いことが法科大学院志願者数激減の主な要因に該当しないことは前述した通りである。そもそも企業、地方自治体、国家公務員、海外展開等中間的取りまとめが「法曹有資格者の活動領域」で指摘している分野は、必ずしも弁護士資格を取得しておくことが必要不可欠な活動とは思われない。

3 司法試験について

(1) 「受験回数制限」について

中間的取りまとめは、受験回数制限制度を存続させることを前提として一定程度制限を緩和することについて更に検討している。

しかしながら、受験回数制限については合理性が認められない。法曹の給源の多様性が失われるのみならず、公平の原則に反するからである。

(2) 「方式・内容、合格基準・合格者決定」について

中間的取りまとめが「法科大学院教育において、基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図ることとされることから、司法試験についてもそのような法科大学院における教育との連携を図る必要がある」と共に試験科目の削減を行う」等検討する部分は賛同できる。

法律基本科目の習得は、どのような分野で活躍するにしても、法曹として活動するための礎となるべき、職業を全うするためのきわめて重要な土台作りである。法曹としての土台となる法律基本科目の習得が強固なものでなければ、いかなる分野に進出したとしても応用力が身につかず、法曹としての社会的使命を果たすことが困難となりかねない。

よって、中間的取りまとめが、法律基本科目を重視し、法科大学院教育との連携を図ると同時に試験科目の削減等検討を鮮明に打ち出している本項部分は高く評価できる。

(3) 「予備試験制度」について

中間的取りまとめは、「予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの收拾を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるか検討する必要がある。」とする。

しかし、問題は、予備試験制度の見直しの方向性である。

政府は、2008年(平成20年)3月25日閣議決定において「法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について」「予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う」と決定した。

ところが、実際は、平成24年の司法試験の結果においては、予備試験合格者組の最終司法試験合格率が68%であったのに対し、法科大学院修了者組の最終的な司法試験合格率は25%であった。

平成24年度司法試験の結果は、上記閣議決定に明らかに反していると言わざるを得ない。上記閣議決定のみならず、法曹の給源の多様性確保及び公平の原則からしても少なくとも予備試験合格者と法科大学院修了者との間の不均衡は是正すべきである。

4 司法修習について

「第4項司法修習」について「法科大学院教育との連携」及び「司

法修習の内容」についての中間的取りまとめの記載内容には概ね賛同できる。

以 上